

児童虐待に関する相談・通告について

通告義務の対象が拡大され、「虐待を受けたと思われる」場合であれば、虐待通告が必要です。それが、結果として誤りであったとしても、通告者の責任は問われません。心配な子どもや家庭を見かけたら、ご連絡をお願いします。なお、虐待通告・相談の際には、わかる範囲で結構ですので、次の事項についてお伝え下さい。

- ①子どもの氏名、生年月日、年齢、性別、住所、就園・就学状況
- ②保護者の氏名、家族構成
- ③虐待と思われる状況(誰から、いつから、頻度は、どんなふう)
- ④けが、あざ等の状況(部位、程度、健康状態、衣服の状況など)

<児童虐待対応>

関係機関

緊急性なし・虐待が疑われる

- 言葉による脅かし、拒否的態度
- 不衛生な状態が見られる
- 子どもの姿が確認できない
- 外傷が残るほどではない暴力
- 戸外に締め出される
- 子どもの外傷の不自然な説明 など

(平日)午前8時30分～午後5時15分(午後5時15分以降は音声案内※1)
(土・日・祝日)音声案内※1

社会福祉課 (家庭児童相談室)	中 区	053-457-2300
	東 区	053-424-0121
	西 区	053-597-1157
	南 区	053-425-1564
	北 区	053-523-2893
	浜北 区	053-585-1677
	天竜 区	053-922-0173

※1 各区守衛室の連絡先が音声案内されます。
なお、天竜区は直接守衛室につながります。

緊急性あり

- 継続的な医療が必要な外傷
(頭部や腹部の外傷、骨折、裂傷、目の傷、火傷など)
- 脱水症状や栄養不足のための衰弱
- 性的虐待が強く疑われる
- 子どもが保護を求めている
- 生命に危険があるような加害行為
(乳児を強くゆする、頭部や腹部を殴る・ける、首を絞めるなど)

児童相談所 053-457-2703
平日:午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
児童相談所虐待対応ダイヤル 189(24時間受付)
児童相談所相談専用ダイヤル 0570-783-189(24時間受付)

※命の危険性、緊急度が高いと思われる場合は、警察署(110番)へ通報して下さい!!

子育てに関する相談

育児の悩みや不安などの相談に応じます。保育所、幼稚園、学校など支援者の相談にも応じます。

浜松市児童家庭支援センター 053-525-9797

※相談内容の秘密は守られます。

(月曜日～金曜日 午前9時～午後6時)

乳幼児版 子どもを虐待から守る手引き ～「もしかして虐待？」…と思ったら～

～相談・通告は 支援のはじまりです～

浜松市では、関係機関が連携して、虐待の早期発見と適切な支援を図るため、浜松市要保護児童対策地域協議会を設置しています。

◆通告すべきか判断に迷う時

子ども虐待は、家庭の中で行われることがほとんどで、発見することが難しく、ちょっとしたサインを見逃さずにキャッチすることが大切です。「虐待と言いつけるかどうか」「勘違いだったらどうしよう」と通告を迷うような場合でも、通告先に連絡し、ありのままを相談してください。虐待のリスクについては通告窓口(通告受理機関)で調査し、判断します。

◆組織での対応が大切

虐待かどうか疑問に思った時は、ひとりで抱え込んだり自分だけで解決しようとせず、組織的な対応が必要です。そのためにも、虐待発見時の対応ルール(報告・相談・会議)を組織内で決めておく必要があります。

◆保護者との信頼関係

虐待をしている親の中には親自身が困っていて、虐待という行為でSOSをだしていることもあります。また、通告をきっかけに、保護者のもつ深い悩みに気づき、新たな支援がスタートすることもあります。虐待をしている親を責めるのではなく、家族の抱える問題を理解し、家族全体を支えるためにできるだけ早く支援の輪を築くことが必要です。

◆通告のタイミング

子どもが帰宅した後では、対応が困難になることがあります。また、一時保護など介入的な関わりが必要と考えられる場合は、その後の対応に時間を要する場合がありますので、午前中などできるだけ早い時間に通告することが望まれます。

子ども虐待とは

子ども虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害です。子ども虐待は大きく4つに分けられますが、これらが重複して起きていることが少なくありません。

身体的虐待

- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とすなどの暴力
- 逆さつりにする
- 溺れさせる
- 戸外に閉め出す
- 意図的に子どもを病気にさせる など

ネグレクト

- 適切な衣食住の世話をしない
- 家に閉じ込める(学校に登校させない など)
- 医療ネグレクト
(病気になっても病院へ連れていかない など)
- 子どもを家や車中に長時間放置する
- 子どもの情緒的欲求を無視する(愛情遮断 など)
- 同居人の虐待を放置する など

心理的虐待

- 言葉による脅かし、脅迫
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動
- 他のきょうだいは著しく差別的な扱いをする
- 子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう など

性的虐待

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆
- 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する など

園での1日のチェックポイント

1日の流れの中で気をつけたい、いくつかのチェックポイントをあげました。



◆ 全体の様子で判断しましょう ◆

- 子どもの機嫌が悪いといっても、一時的な気持ちの問題であったり、からだの不調であったりと、理由はいろいろです。保護者の育児不安の程度も、個人によって差があるでしょう。
- 日ごろの様子を見ているからこそつかむことができる、小さな変化を見落とさずに情報を整理し、総合的に判断することが大切です。

